

家屋補充課税台帳登録事項(未登記家屋)変更申請書

江田島市長 様

令和 年 月 日

新所有者

住所



氏名 印

電話番号

旧所有者

住所

氏名 印

電話番号

次の未登記家屋について、所有者の変更を申請します。

1 家屋の所在地、用途、構造

所在	江田島市		町		番地			
用途	専用住宅	併用住宅	店舗	工場	事務所	倉庫	附属家	その他
家屋明細	構造	木造	鉄筋C造	鉄骨造	軽量鉄骨造	Cブロック造		
	階数	平屋	2階	3階	総面積	㎡		
所在	江田島市		町		番地			
用途	専用住宅	併用住宅	店舗	工場	事務所	倉庫	附属家	その他
家屋明細	構造	木造	鉄筋C造	鉄骨造	軽量鉄骨造	Cブロック造		
	階数	平屋	2階	3階	総面積	㎡		

2 変更した理由

売買 贈与 相続 その他()

3 変更した日付

令和 年 月 日

3 添付書類

売買 …【印鑑登録証明書(旧所有者)＋売買契約書又は売渡証書の写し】
贈与 …【印鑑登録証明書(旧所有者)＋譲渡契約書等所有者の変更を証する書面】
相続 …【印鑑登録証明書(相続人全員)＋遺産分割協議書】もしくは【公正証書】
 もしくは【印鑑登録証明書(相続人全員)＋相続人全員の同意書＋戸籍】
その他…【交換、錯誤、遺贈、譲渡担保、財産分与、共有物分割、代物弁済等の同意書
 ＋印鑑登録証明書(旧所有者)】

処理

所有者番号

担当者

裏面をご覧ください

「家屋補充課税台帳登録事項（未登記家屋）変更申請書」を 提出される方へお願い

江田島市税務課資産税係

未登記家屋の所有者の変更を申請する場合は、次の事項に注意して提出してください。

- ・ 固定資産税が課税されている方が死亡されたことによって、登記がされていない家屋（未登記）があるため、「家屋補充課税台帳登録事項変更申請書」を提出していただく必要があります。
- ・ 未登記家屋の異動期日は、原則的に届出を受理した日付となります。
- ・ 賦課期日（1月1日）までであれば、翌年度から新所有者に課税し、賦課期日より後であれば、翌年度は旧所有者に課税され翌々年度より新所有者への課税になります。

1 未登記家屋所有者変更申請書の記入について

- (1) 旧所有者及び新所有者は、実印を押印してください。（相続による変更申請は、旧所有者の印鑑は不要です。）
なお、変更申請後、申請内容についてお尋ねすることがありますので、連絡先の電話番号を必ず記入してください。
- (2) 所在は、所在地番を確認し記入してください。
- (3) 用途は、該当するものを○で囲んでください。
- (4) 構造は、木造・非木造の区分ごとに該当するものを○で囲み、延床面積を記入してください。

2 添付書類

- (1) 売買による変更申請の場合

【売買契約書または売り渡し証書の写し+印鑑登録証明書（旧所有者）】

- (2) 贈与による変更申請の場合

【譲渡契約書等所有者の変更のを証する書面+印鑑登録証明書（旧所有者）】

- (3) 相続による変更申請の場合

【遺産分割協議書+印鑑登録証明書（相続人全員のもの）】

【相続人全員の同意書+戸籍+印鑑登録証明書（相続人全員のもの）】

もしくは【公正証書】

- (4) その他の変更申請の場合

【交換、錯誤、遺贈、譲渡担保、財産分与、共有物分割、代物弁済等の同意書+印鑑登録証明書(相続人全員のもの)】